各 位

会 社 名 ファイズホールディングス株式会社 代表者名 代表 取締役 社長 大澤 隆 (コード番号:9325)

本社所在地 大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号問合 世 先 常務取締役管理本部長 吉島 伸一電話番号 06-6453-0250(代表)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、2019年6月27日開催の第6回 定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く。)を対象として導入した譲渡制限付株式報酬制度(業績条件型)に加え、新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(勤務条件型。以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関連する議案を2024年6月21日に開催予定の第11回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、将来選任される取締役も含め、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度が導入された場合には、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引き換えとして金銭等の給付を要せずに無償で当社の普通株式(譲渡制限株式)の発行若しくは処分を受け(以下「無償交付方式」という。)、又は当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものであるため(以下「現物出資方式」という。)、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2023年6月23日開催の第10回定時株主総会において年額150百万円以内とご承認いただき、かつ同株主総会において当社の取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式(業績条件型)の付与のために支給する金銭報酬額の総額を、現行の金銭報酬枠とは別枠で年額30百万円以内、発行または処分をされる当社の普通株式の総数を年5万株以内とご承認いただいております。本株主総会では、本制度を新たに導入し、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき上記の無償交付方式又は現物出資方式のいずれかの方法により、当 社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、無償交付方式と現物出資方式をあわせて、年5万株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。)とします。

また、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総額は、上記のとおり、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、無償交付方式と現物出資方式をあわせて、年額30百万円以内といたします(なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として算出し、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当会社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とします。)。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役の地位を喪失する日までとしております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会の審議・諮問を経て、取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式 について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

以上